

# 会 議 録

## 1 会議名

第7回上越市地域協議会検証会議

## 2 議題（公開・非公開の別）

（1）地域協議会の検証課題についての協議（公開）

## 3 開催日時

平成26年9月30日（火） 午後1時から午後2時35分まで

## 4 開催場所

上越市役所 第2委員会室

## 5 傍聴人の数

5人

## 6 非公開の理由

—

## 7 出席した者（傍聴人を除く。）氏名（敬称略）

・委員： 牧田 実、宗野 隆俊、山崎 仁朗、加藤 義浩

・事務局： 笹川自治・市民環境部長、自治・地域振興課：塚田課長、小林副課長、大島係長、石崎主任

## 8 発言の内容

### 【塚田課長】

ただいまから第7回上越市地域協議会検証会議を開催いたします。本日はご多用の中、ご出席いただきましてありがとうございます。

それでは設置要綱の規定に基づきまして、この後は山崎座長に会を進行していただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

### 【山崎座長】

それでは次第に沿いまして、議事に入らせていただきます。今日の検証課題は、昨年度の議論の過程で出てきた課題について検証を行いたいと思っております。会議は遅くとも3時45分までを予定しておりますので、ご協力のほどをよろしくお願いいたします。

今日の課題は、中間報告の冒頭にも書かれていましたが、1点目としまして、「地域協議会と市議会との関係」、2点目としまして「民間団体を含む中間支援組織が地域協議会の活動を支援

する可能性と方法」、3点目としまして「地域活動支援事業と地域を元気にするために必要な提案事業との関係の整理」あるいは、そのほかのいろいろなお金に関すること、4点目としまして「地域協議会と各種の市民・住民団体との関係」、5点目はほかの点とも絡みますが「地域協議会の権限の保障」ということです。これらのことについて、今日は議論したいと思います。よろしく申し上げます。

まずは1点目、「地域協議会と市議会との関係」です。これは5点目の権限保障ということとも絡むと思います。ここから議論したいと思うのですが、今日の午前中に市議会総務常任委員の皆さんとの意見交換会の中でも、このことはたくさんの意見が出ました。

議員の皆さんからも、やはりこういうことは制度的にはっきりしておいた方がいいというような意見がありました。また、権限も保障していく方向で考えるべきだというようなご発言もあったというふうに思います。その具体案ですが、今日の午前中の意見交換会でも、重要事項については、行政は決定の前にちゃんと地域協議会の意見を聞くこと、権利としては意見を聞いてもらえる権利ということになるかと思います。あるいは議会ないし議会内の委員会でのその地区に関する事柄がもし議題になることがあれば、それに関して意見を述べる権利、それは意見申述権というような言い方をしましたが、例えばそういうことが保障されているのではないかというようなことが意見として出たかと思います。その前提としまして、要するに地域協議会というものは、もちろん制度的には市長の付属機関であるし、諮問に関して答申をしていく機関なのですが、今までの実績を鑑みるならば、自主的審議をずっと積み重ねてきて、それぞれの区の住民の意見を集約し、代表する機能を実績として積み上げてきたという認識があるのかと思います。それを踏まえるならば、議会との関係でも、もうちょっと制度的な保障があっても良いのではないかという話が出されてきたのではないかと思うのですが、この点について補足ないしご意見がありましたらお願いしたいと思います。

#### 【宗野副座長】

地域協議会は諮問機関であるということが、私自身は地域協議会の一つの限界かなというふうに考えていました。つまり諮問機関でありながら、いきなり市長を飛び越えて議会で意見申述することができるのかについて、ここ1か月、2か月悩んでいたのですが、議会の方は比較的こういった権限を認めることについて、肯定的に捉えている感じがしました。それで、地域協議会での多様な意見が一つにまとまるものと、まとまらないものがあると思うのですが、それをどのように市政全体の中に流していくのかという観点から考えてもいいのかと思います。そう考えると、もちろん諮問機関であることは確かですので、まず市長に対して答申をする、

意見を述べることで、まずは行政がこれをしっかり受け止めて、施策に反映していくということだと思います。これは上越の場合は実績があることです。

もう一つは、議会も地域協議会で出された意見を、自分たちの議案を審議する上で非常に大きな資源として活用できるのではないかと思います。市長には地域協議会を通じて地域の声であるとか、思いであるとか、いろいろな情報が挙がっているわけです。これは庁内で各担当部署とも共有されるとすると、議会と市の力関係ということを考えても、やはり議会にもいろいろな意見や地域に関する情報が挙がっていった方がいいと思いますし、そういう観点からも議会が地域協議会を一種のシンクタンクのような感じで活用できれば非常にいいのかなというふうに思います。そういった関係の在り方も構想していいのではないかと思います。

【山崎座長】

そうですね。

【牧田委員】

そのことと関連して、市議会議員の選挙が地区割ではなくなって、全市になっているということで、いわゆる地域代表的な性格が非常に緩くなってきたわけです。場合によってはその地域から議員が出ないというところもありますし、どうしても地域のことが手薄というか、情報があまり出にくくなっていく中で、やはりそれぞれに区分けられた地域協議会から、それぞれの地域の意見を出してもらうこと自体は、やはり議会にとっても判断の材料として決して悪いことではない。当然それをそのまま受ける話ではないので、市全体のことを大きく見渡して考えるのは市議会なので、参考として地域協議会の意見を聞いていくということは、すごく大事なことではないかと思います。

【山崎座長】

ありがとうございます。ちょっと1点だけ確認させてください。冒頭、宗野委員がおっしゃった「悩んでいた」とは、要は制度的な位置付けですよね。その辺の制度的な整合性の確認なのですが、制度上は確かに市長の付属機関で、それは変わらないわけです。ただ、上越市の地域協議会は、ここ10年弱くらいで地域の声を代表する機関として自主的審議をし、その声を代表しているということの実績を積み上げてきた。だから、事実上区の代表機関ですよね。区の意見なり、声なりを代表する機関としての性格を持っているんだと、そのことを議会としても重視するということですよ。宗野委員もおっしゃったように、議会がより質のいい議論をしていく上で良い資料になるのなら、議会としても活用しない手はないということです。

そういう観点からすると、議会から見て地域協議会というのは、事実上各区の意見を代表し

ている機関なのだから、そことの関係を制度的にも保障するということはあっていいだろうと、そういう整理かなと思います。

繰り返し確認しますが、市長の附属機関であるという性格を変えるという話ではなく、制度的には多分附属機関という枠なのですが、枠の中でも議会との関係というものを、例えば条例か何かで決めることは、それはそれで制度的に整合が取れないという話ではないということではないかと思います。

**【宗野副座長】**

条例の話が出ましたが、今、設置条例の中で2つの項目で権限を与えていますが、その第3項という形で書きこむのかどうかは分からないのですが、議会側と地域協議会との関係をはっきりさせるという観点からは、条例をどうするのかというのも、将来的には必要になってくるのかなと。

**【山崎座長】**

条例の中身をどうするかということは、我々の役割ではないと思います。ただ我々が出せるのは、こういう考え方もあるというようなところまでかなと思います。

**【加藤委員】**

今の制度でも運用上で地域協議会の意見を聞くことができるという意見が午前中の意見交換会でありましたが、それに対してやはり我々としては権限として与えるべきという整理ですか。

**【山崎座長】**

これは両方かなという気がします。ただもう一方で立候補者をどう増やしていくかとか、認知度をどうやって高めていくかという話ともつながってくると思うのですが、要するに地域協議会で議論されている自主的審議が、ずっと積み重ねられてきている実績があるわけです。そのことをよりどうやって行政なり、議会なりにきちんと受け止めてもらえるのかということも、そろそろ上越の今の成熟度からすると明確にしてもいいのではないかと、という理解かと思うのです。ですから運用でできる部分と、もっと明確にこれだけの権限を持っているのだから、議会としてもきちんと受け止めましょうということを形にしていくことは、地域協議会というものをより上越に根付かせるということにもなってくるのかなと思います。

**【宗野副座長】**

意見申述の権限というと、地域協議会が議会に対して持つ権限というふうに読めますよね。必ずしもそういう関係ではなくて、市政全体として、地域協議会の中で重ねられてきた議論をどうやって活かすのかという観点から、この構図を捉えるといいのかなと思います。だから議

会对市長の付属機関とか、あるいは市長の付属機関と市長というような、そういう位置関係ではなくて、上越市の市政を作っていく上で、この地域協議会で重ねられてきた議論、その背景なり地域のいろんな情報、状況をどう活かそうかという考えで行えば、少し整理しやすいかもしれません。

**【山崎座長】**

厚生産業会館の件であるとか、クリーンセンターの件、要するに全市的な課題についても地域協議会は関心を持ってきたし、今までの我々の議論の中で、自主的審議として取り上げること自体は何の問題もなく、取り上げていいという話だったかと思います。諮問については別です。

つまりそれだけ議論をしてきている場なので、その議論を活かさない手はないだろうということで、活かしていく方向で考えようということかなと思います。

**【牧田委員】**

多分それを明確に位置付けたり、規定することによって、地域協議会のメンバーにも議論の機運が高まる。

**【山崎座長】**

そういうことですね。もちろん具体的にどのように条例化していくかというのは、それはまたちょっとテクニカルな部分も入ってくるので、ここでは議論しませんが、基本的な考え方はそういうことかなという気はするのですが、いかがでしょうか。

**【牧田委員】**

私たちの議論ではそういうことですし、午前中にお話しした議員さんたちは、何かすることについてすごく前向きな感じでした。それが議会全体の意向なのかどうかは、少し分らないですが。

**【山崎座長】**

そうですね。そういう意味でも今日の意見交換会は非常に有意義だったかなと思います。取りあえずいいですか。

**【塚田課長】**

議論されている話は分かるのですが、ちょっと整理ができないので教えていただきたい。

当市の自治基本条例の中に都市内分権というのがありまして、「市長等は、市民が身近な地域の課題を主体的に捉え、自ら考え、その解決に向けた地域の意見を決定し、これを市政運営に反映するための仕組みを整え、都市内分権を推進するものとする。」としています。この市長等

というのは定義の条文がありまして、ここには議会が入っていません。市長と教育委員会と行政委員会なんです。その都市内分権の仕組みとして地域自治区を設置して、地域協議会と事務所を置くということになっているのですが、自治基本条例上はその市政を反映する当事者というのが、市長等という定義になっていますので、そこに議会が入っていないということから、もしそれを制度的に保障するとした場合に、こことの整合性をどう図ったらいのかというイメージが湧かないものですから、議会の権限の中で議会が主体的に意見を聞くということであれば、それはそれでまた別の話だと思うのですが、制度的にそういうものを構築していくというふうになった場合に、自治基本条例まで関わってくるような話なのかどうかというのをちょっと教えてもらえればと思います。

**【宗野副座長】**

それは私自身の最初の悩みなんです。要するに市長の中の一つの機関ですので、それが市長を飛び越えて議会に対して意見申述をするということは、一体どういうことなのか非常に悩んだのですが、そういう法律論もある一方で、私がさっき言ったように、地域協議会の議論というものを市政全体でどう活かすかという観点から考えると、地域協議会の意見の向かう先が必ずしも市長等に限定されなくてもいいのではないかなというふうに考えました。

**【塚田課長】**

その場合、自治基本条例は市の、自治体の憲法と言われるくらい基本的なところですので、その体系に沿って、他の条例も改正をしたりして整合をとるような格好にした中で、議会と地域協議会との権限を規定するような条例を作った場合に、市としての法体系はどういう整理ができるのかなというのが、依然として分からないのです。

**【小林副課長】**

もう一点あるのですが、地方自治法もそうなんです。地方自治法も地域協議会については定めてあるのですが、あくまで市の機関ということで位置付けられているので、それを超えて条例化するというのは、多分できなくはないと思うのですが、かなりハードルは高いのかなという気はしていて、午前中の議員の意見の中でも、今ある制度を使っていけばいいという議論はあったと思うので、条例化まで必要なかというところがあります。

**【塚田課長】**

ご意見いただく中ではそういう制度化、それから現在の制度での運用という両面があるかと思うのですが、制度化を提言される場合にちょっとそこも少し知恵をいただかないと、余り重たいものを投げられても、対応ができなくなってしまうので。

【山崎座長】

まず、小林副課長が言ったことからいくと、私はもちろん法律の専門家ではないですけども、それは恐らく議会との関係を制度化していく条例で、地方自治法を超えるということには多分ならないと思います。というのは、今日の午前中の意見交換会で、私が研究しているドイツのことを紹介しました。あれも法制度的な位置付けは付属機関で、行政内機関なんです。行政内機関だけど、その機能面は地域の意見を代表しているわけです。意見代表ということは、実質的な機能からすると、当然議会との関係を問題にせざるを得ないわけです。そこの関係を制度的に条例で定めておくということは、そんなに矛盾しない。

【小林副課長】

そのドイツの地方自治法的なところにはそういう位置付けはあるのですか。要は日本の地方自治法の中での位置付けとしては、市長の諮問機関で、市長に意見をいうことができますというところで、それを超えるものではないという議論だと思うのですが、ただ議会との関係を条文にまで入れるともう超えてしまうのかなという気はします。

【山崎座長】

そこはどうなんですかね。少なくとも私はそういう解釈はしていないのですが、ちょっと分かりました。確かに立場としては、法に抵触するとか、既存の条例との関わりを問題にされるというのは良く分かる話なので、ちょっとそれは我々の宿題にさせてください。ただ私が今まで勉強した範囲では全然問題ないというのが、私の理解ではあります。

【塚田課長】

はい、分かりました。

【山崎座長】

ただ繰り返しになりますけれども、今日午前中の意見交換会でも出たように、今の枠組みの中での運用というレベルでできる部分は間違いなくあるんです。その部分でやっていく部分と、今までの実績を踏まえて、もう少し次のステップへということは、これからの上越市の地域協議会を考えると、あつていい話だろうなということは一言、言っておきます。

よろしいでしょうか。ではこの件は一旦閉じるとして、二点目の「民間団体を含む中間支援組織が地域協議会の活動を支援する可能性」についてです。何でこういう話になったかという、地域協議会の役割として諮問に対して答申するという基本機能や自主的審議があるわけですが、その前提としていろいろな考えを持っている人がいらっしゃるわけですから、そういう方々の声というものを出していただいて、それをお互い突き合わせて議論していくという、そ

それを意見表出と言っているわけですが、そういうものも重要な役割としてあると思います。そういうことをやっていくときに、従来の議会のような会議の持ち方では意見が出しづらいという話だと思います。もちろんちゃんとした答申をするということになると、きちんとした議決をしなくては行けないという話になるでしょうけれども、もし意見表出ということが重要で本質的な機能だとするならば、例えばワークショップ的な会議の持ち方でもいいだろうと、そうなったときには、例えばそれをコーディネートする人にも来てもらうということはあってもいいのではないかということから話が出てきたかなと思います。そのことが結果として地域協議会というものをより開かれたものにしていく、市民の中に根付いたものにしていくということにもなっていくのかなというふうに思います。もう一つは、要するに行政からいろいろな資料が討議資料として来たときに、どうもうまく資料を読み込めないまま、結局時間的な制約もあって議論というものがよく分からないままに進んでしまうという問題があるということが、指摘としてあったかと思うのですが、それを考えるときに、先ほどシンクタンクという言葉が宗野副座長からありましたけれども、委員の各項目についての理解を深めるであるとか、行政とは違った角度から情報を取るとか、そういうものの一環として中間支援組織から支援をしてもらうことはあってもいいのではないかと。この点についてどうぞ自由にご発言ください。

#### 【牧田委員】

これは制度的にどうするという話とは少し違うのかなと思いますけれども、会議のやり方として例えばワークショップみたいなことをやりましょうと言ったら、当然それを運営できる人が入らないと動かない、やったことがない人がやろうとしてもできないわけです。そういうときにコーディネートする人に入ってもらおうというのは当然あることだと思います。やはり最初に自分の思いを踏まえてカードなんかを使って書き出すわけですよ。そしてその声を全部拾っていくという形になったときに、普段は挙がってこない意見が容易に挙がってくるということですね。最終的に集約するというのがワークショップではなかなかできないのですが、ただそうやって問題を出したり、新たな考え方に気が付いたりというのは、やっていくうえで非常に有効だろうと思います。だからそういう場面に入るというのは当然必要だし、あっていいことだろうと思います。

もう一つあった専門性の高い文書などを読みこなすための支援ですね。これも制度的にどうのこうのではなくて、こういう中間支援があつてこういうことだったら対応できますということがリストで示されていて、そういう専門家を派遣することもできるというようなレベルで情報提供をしていくということは、十分可能だと思います。

【山崎座長】

ありがとうございます。ほかの方の意見はどうですか。

【加藤委員】

私も牧田委員と同じような意見なんですけど、特にこれは制度的にどうしようという話になると、行政として支援ができない部分を民間にやってもらう、新しい組織を作らしようというのは、ますます複雑化していくと思いますし、それを誰が作るのかということになると、検証会議とすれば行政の方に進言するわけなのですけど、行政自らが支援ができないから、もう一つ新しい組織を作らしようということも、ちょっとおかしな話なのかなと思います。そういうワークショップの支援とかをできる場所があればいいなとは思いますが、一方では行政としてもっと何かできることがあるのではないかとこのころがあります。

例えば公民館の講座を今やっていますけれども、もう少し行政の立場ではなくて、地域に歩み寄った形での情報提供の仕方とか、あとは外部にお願いしなくても、総合事務所やまちづくりセンターがファシリテーター役になることも大事なんだということ認識をした上で議論してもらおうというような、そういう内部的なやり方も考えていいのではないかと思います。

【山崎座長】

そこはちょっと二律背反的なところがありますね。こう言うのは何ですが、行政の方は一定のスケジュールを前提に、いつまでも議論をしていくわけにもいかないということもありますし、そこは少し微妙ですね。これに対して宗野副座長はどうですか。

【宗野副座長】

そうですね、やり方はいろいろ工夫しないといけないのですが、こういったことをやる意義は、自主的審議の種を探すということ、要するに地域にどういう課題があつて、それをどういうふうに議論すればいいのかということを探す上でも非常に重要なことだと思います。

そもそも自主的審議として挙げたものが、なかなか受け入れてもらえないという話をどこかの区であつたということなのですが、これを皆で自主的審議でそもそも何を審議するのかを探していくということは、委員だけではやはり知恵の限界がありますね。その委員以外の人でもワークショップであればどんどん入ってくるすることができますので、委員だけで完結しない会議の持ち方が必要かなと思います。

【山崎座長】

そうですね。今の話は4番の項目も実際やっていますね、「地域協議会と各種の市民・住民団体との関係」ということですね。つまり従来のような形で会議をするのも当然ありますし、も

うちちょっとその枠を超えて、例えば参加者も委員に限定しないで来ていただいて、広く、何が地域の課題なのか、何を自主的審議で取り上げるのかということ、ちょっと開かれた形で議論していく。その時にいろいろな団体にも手伝ってもらう、そんなイメージですよ。

**【宗野副座長】**

あと自主的審議の対象になるだけではなくて、先ほど多様な意見という話がありました。この多様な意見というのは、ある特定の課題に対するいろいろな意見があるだけではなくて、地域協議会だけでは気付かないいろいろな意見もあるので、そのままにしておいたら表に出ないような声とか、あるいは要望を浮き上がらせる上でも、いいのではないかなと思います。

**【山崎座長】**

そうですね。中には「町内会に認めてもらわないとちょっと」というようなご指摘があったかと思うのですが、今の宗野副座長の話でも自主的審議として挙げたものが、地域になかなか受け入れてもらえないという話があったかと思います。また、多様な意見を挙げていくということでも、町内会長は特に15区で力を持っているし、組織率も高いわけけれども、そういうところだけでは拾えない声というものもあるわけですよ。町内会以外との関係の持ち方というの、ちょっと意識的に考えた方がいいのかなという気もするのですが、そういう観点から何かご発言ありますか。

**【牧田委員】**

ワークショップということで考えれば、町内会の人でも入っていいし、いろいろな人が入ってきて、誰もこれも平等ですということは、それはそれで構わないと思います。それとは別に今のお話は団体としてどんなお付き合いをしていくのかということですか。

**【山崎座長】**

そういうものも入っていますね。両方入っています。

**【牧田委員】**

やはり町内会だとか、13区でいうと住民組織ですよ。あとはそのほかの団体とかいろいろあるでしょうけれども、そういうところで活動している人たちの声をちゃんと聞いてくることが、やはり地域協議会としてもすごく大事なことなんだと思います。だからワークショップというのは割と個人の意見を吸い上げてくれるでしょうし、特定の団体ということになれば、その団体が詳しいところの話を入れていくという関係なんだと思います。これも何か劇的にこうしましょうとか、こうしなければいけないとか、会議を必ず月1回持つようにとか、そういう制度的に何かするという話ではないと思いますが、そういうふうにする方がいいし、

それが実りのある議論につながりますという形で運用するといったところでしょうか。

【山崎座長】

もうちょっと、それこそ具体的な場を想定して考えてみたいのですけれども、町内会長さんたちに集まっていただくというのは、比較的分かりやすく、声掛けして来ていただくということになるのでしょうかけれど、それ以外の多様な市民グループは誰がどういう声の掛け方をするのか、要するに地域協議会長が声を掛けるということでもいいのかどうかということですね。

【牧田委員】

形式上はそうなるのでしょうか。地域協議会の場で意見を聞きたいとか、状況を知りたいというようなこと、例えば福祉や子供に関しては、民間でそういう仕事に携わっている人でもいいと思います。

【山崎座長】

呼び掛け人は地域協議会長なんだけれども、実際に誰がどう声を掛けて、どういうふうにするのかに人たちに来てもらうかというところでは、もっといろいろな人の助けがいるということなのでしょうね。地域協議会長だけで集められるとは限りませんから。

実際の運営も、会長さんが全てを仕切ってどうのということには多分ならないので、その辺が協力していただく大事なポイントになるという気がします。

【加藤委員】

だから集められた各種団体だとか、町内会長さんたちが、集めた本人である地域協議会の会長さんに意見を言って、それがどうなるのかということが、やはり大事ですね。別に地域の代表でもないと思っている協議会であれば、話したってしょうがないという話になりかねないですし、そういう意味で、地域協議会の役割というのをきちんとした上でやっていく必要がありますね。

【山崎座長】

そうですね。考え方としては我々が今議論しているんだけれども、実際どうやるのかということになると、やはりある種モデル的にどこかの区で1回やってみることが多分必要なんではないでしょうか。

【宗野副座長】

区によってまた違いますね。

【山崎座長】

違いますね。一回まずどこかでやってみて、それを参考にしてもらいながら各区で区の事情

に応じてアレンジしてもらおうということになるんでしょうね。

【加藤委員】

最近では地域協議会から声を掛けて、各種地域の団体と意見交換するという場は出てきていますね。

【牧田委員】

その方向で強化するということだと思います。

【山崎座長】

基本はそうですね。

【牧田委員】

無理に呼ぶ必要はもちろんないわけだけど、やはりその意見交換をやった上で、どうつながっていったかというところまで見えてくると、ほかの地域にもそういったものは大事なんだなというのは出てくると思います。

【山崎座長】

今、牧田委員がおっしゃった、「無理にやる必要はない」というのはそのとおりですが、他方では委員の皆さんは例の公選を受けていないわけですから、自分がどの程度地域を代表しているのかというのがどうもはっきりせず、心もとないというのが一方で、自分の思いややりたいことはあるわけで、それがどれだけ住民の声になっているのかというところに、ある種の不安を感じるというのはあるかと思っています。

そのような面からしても、いろいろな方に来ていただいて、言っていた方が、委員の皆さんにとっても多分いいのだろうなという気はします。

【牧田委員】

やはりそこで住民の方々が何か意見を言うことが、自主的審議や意見書に活かされていく、それが行政に伝わって、議会につながるというのが見えてくれば随分違うということですね。そこが誰にとっても今のところ明確ではないというのが一番大きなところで、無用な摩擦やずれ違いが生じているところではないかと思っています。

【山崎座長】

確かに今おっしゃったことは、大事なような気がします。つまりワークショップというのは今はやりですから、あちこちでよくやられています、やったはいいのだけれども、やったことはどうなるのというところなんです。そこをはっきりさせておかないということですね。

【牧田委員】

個人的にはワークショップは好きではないですね。多くの場合、結局やりっぱなし、言いつぱなしになって、やりましたというだけになってしまう。地元でやるときはそうではない形にしたいですね。

【山崎座長】

基本的には皆さんおっしゃるように、地域協議会は自主的審議をしていくところで、地域の課題を取り上げて議論して行って、それを意見書に固めて出す。そのときにやはり委員の皆さんだけでは課題を把握しきれないので、そういうものを広く求めるということの一環でワークショップをやるというところをはっきりさせておけば、言いつぱなしにはならないのかなという気はします。

この点は、こういうことでよろしかったでしょうか。この点は一回閉じて次に行こうかと思っています。

次は「地域活動支援と地域を元気にするために必要な提案事業との関係の整理」という話です。要は、今日の午前中の意見交換会でも、予算的な話で一括交付金なんていう話も出ました。

地域活動支援事業は今総額2億を切って、多少減ってはいますが、それだけのお金が一定額で各区にあるわけです。その枠内でいろんな団体に提案してもらって、それを各地域協議会が審査して、事実上の決定を行うというものがある。

他方で地域を元気にするために必要な提案事業というのは、地域協議会を中心に地区内の諸団体に、場合によってはそこに行政の職員も入っていきながら、地域から提案をするという、基本的には行政にこういうことをやってほしいと出していくことなんです。予算的なことは明確にいくらということは決まっていないわけです。

その中で今日の午前中の意見交換会で出たのは、一括交付金みたいに一定額を渡して行って、裁量権を与えるみたいなことがあってもいいのではないかという話がありました。もうちょっと付け加えるならば、その背後にあるのは地域事業費の地域枠の撤廃ということと、地域活動支援事業の中から、市の行う事業を除くことになったということもあるかと思います。そういう流れの中でこの2つの事業の関係もそうですし、一括交付金的なものがあってもいいのかという話だと思うのですが、この件について委員の皆さんから議論いただければと思います。

【牧田委員】

今あるものを前提にどう考えていくかというより、整理するためには思いっきり単純化するということもあると思います。

他市の例を見ていくと、例えば豊田市でやられているのは地域予算と呼ばれているもので、

本来は市がやるべき事業に地域の方で要望を出してもらって、順位を出して、それを最終的には議会が決めることとなりますけれども、要望を尊重しながらやっていくというお金の使い道。

また、新城市では二本立てでやっていて、地域自治区予算という仕組みが一つあって、もう一つはその地域自治区で活動している団体に対する支援で、地域活動支援事業と同じようなものです。仕組みとしてはそういうものがすっきりしているのかなというふうに思います。それを上越市の流れでいくと、地域活動支援事業というのは後者にあたるので、元気にするための提案事業は難しくて、なかなか出にくい。きっちり一つのポイントで政策を固めて提案していかなくてはいけないのは、ハードルが高いのかなと。そうでしたら、例えば地域協議会が最終の決定の母体として、その地域に必要な政策を、金額的には大きなものにはならないのかもしれませんが、優先順位を出していく形で要望を挙げていって、それをある程度尊重するような仕組みでやっていくのが一つの考え方かなと思いました。

**【山崎座長】**

はい、分かりました。

念のためにもう1回整理しますと、地域活動支援事業は当然あるわけで、それに加えて、例えば他市の例を考えるのならば、今ある提案事業というものに対して、もうちょっとやりやすくする方向で考えると。具体的には地域協議会が、地域課題の優先順位を付けて出していく。それを豊田市の場合でいうと、たしか2千万円までの上限でということだったと思いますが、それくらいの範囲であれば、一応行政としては受け付けますと。もちろんそれは最終決定ではないですが、それくらいの規模の事業であれば、提案として受け付けますと。後は具体的にそれを実行するかしないかは、最終的には議会で決定するということですね。そういうやり方もあるんじゃないかということなんですが。ほかの委員の方はどうでしょうか。

**【加藤委員】**

今の優先順位というのは、誰がリストを作るわけですか。

**【山崎座長】**

地域協議会でということですね。つまり地域の諸課題があるけれども一つの提案まで固めていくというのは相当難しいと。ただ、やりたい課題というのは地域の中であるし、それも当然全部は一気にできないので、その中でより緊急度が高いもので、あまり大きなことは当然できないということで、一定の枠をはめた上で、何がやりたいのか、市にやってほしいのか、そういうことをリスト化して出していったらどうかという話だと思うんです。

**【牧田委員】**

そういうときの問題の吸い上げには、さっき言ったような住民個々の意見や、団体からの意見を吸い上げる必要があると。

【宗野副座長】

ちょっとお聞きしたいのですが、優先順位を出す場合に、今の地域活動支援事業が継続されていることが前提になるんですね。ここでなぜこの議題が出ているのかというと、地域活動支援事業は村山市長が公約に掲げていらっしゃるのですが、その後のことを考えてこういう話が出てきているのかなと思うのですが。

【山崎座長】

その文脈もあるかもしれません。

【宗野副座長】

どうしてこういうことを聞いたかという、優先順位を出すということは、これは基本的に行政がやる仕事に対する優先順位です。地域活動支援事業の終わった後で自治区の住民たち、あるいは住民組織が、お金を使ってやる事業を一体どうするのかというのは、どういうふうに考えればいいのでしょうか。

【牧田委員】

そこまで言うと、またどうなんですかね。今は地域活動支援事業があることを前提に二本立てという話をしていますけれども、仮にそれは上越市の政策判断で地域活動支援事業が無くなったとしたときには、一本化して、地域予算なるものでそういうものを含み込んで提案できることにするということもあり得ますね。自分たちの地域としては、その活動団体に支援したいという形で挙げていくということなら、一本化ということになるでしょうね。

【山崎座長】

優先順位云々ということは、市でやろうが自治区の住民がやろうが入っていいわけです。

【宗野副座長】

自分たちでこういう事業をやりたいから、これだけのお金が必要だということですね。

【山崎座長】

そうです。そういうことになるかと思います。

それで今、宗野副座長からそういう問題提起があったわけですけども、ただ我々の今回の検証会議の中では、やっぱり村山市長がやるということが前提だから、地域活動支援事業が無くなった後ということまでは、今の段階で考える必要はないのかなという気はするんですが。

【牧田委員】

仮に何らかの事情で続けられないことがあったとすれば、そちらの方に移行する形でカバーできるだろうと。細かいことはいろいろあるのですが。

【山崎座長】

ここで考えておかなければいけないことは、各地区にいろんな活動をやっている諸団体がありますが、それを支援していくための財政的な枠組みは、やっぱり一方に必要なんじゃないかと。ただ、他方で自分たちでできない、行政がやるべきものが当然あって、それらの事柄について、こういう優先順位でやってほしいということを出していくことは、あってもいいのではないかという趣旨ですよ。

【牧田委員】

まあ、そういった枠組みはなくてもいいという考え方もあり得ますよね。提案をして、それを行政が受け止めてくれるというような関係がもしあるとすれば、必要はないということになる。でもやっぱりそういう枠を作っておいた方がやりやすいですよ。

【山崎座長】

それは地域のビジョンとかプランという話にもつながってくるんですよ。それは各地域協議会で議論した方がいいだろうということに対して異論はないと思うのですが、具体的にビジョン、プランを作るというのは優先順位作りだと思うんですよ。要するに地域というものを見渡して、うちの課題って何があるのか、その中でもこれが大事じゃないかということだと思うんです。それを促すという意味もこの仕組みには多分あると思うんです。

【牧田委員】

ですから、ちょっと踏み込むとやっぱり、総合計画の中の地域別計画の立案に関わってくると。地域協議会を中心に、地域の総意としてまとめていくというプロセスは、やっぱり必要なんだということですね。そのために必要なものが何なのかということ。

【山崎座長】

そういうことだと思います。

【牧田委員】

そこをある程度保障するような仕組みがあれば、何か計画を作ったりできるのかなという。できなくても、やる気を削いでしまうようなことにはならないと思います。

【山崎座長】

牧田委員が最後に指摘されたことは、ほかの市でもよく見聞きすることで、絵に描いた餅とか、描いてみたけれども何も実現しない、何のために作ったのかというのはよくある話で、

それは良くないかなと思うんです。そうならないためにも、何から何までというのは無理ですが、一定の枠をはめて、これだけのことはできるよというのはあってもいいかなと思います。いかがでしょうか。

議論を進めるために別の言い方をしますと、地域活動支援事業というのは住民自身がやるわけで、やるからには一定程度の財政的な裏付け、支援があつていい。一方で、自分じゃなくて行政から公的にやってもらうことも当然お金が必要なわけです。それは行政、議会に考えてもらうということでいいんだけど、住民自身も、自治の担い手であるという観点からすると、そういう面について自分たちで優先順位付けをして、地域協議会の方から定期的に出していくということを促すような仕組みはあつていいんじゃないかということだと思ふんです。

【加藤委員】

そうすると地域活動支援事業の今回の改正で、行政がやるものは除きましたよね。主体とすれば、地域を元気にするために必要な提案事業の主体は行政で、地域活動支援事業の主体は地域だと。そういう整理はできますよね。

【山崎座長】

そういうことですよ。そういう趣旨ですよ。今までは2つが地域活動支援事業の中に含まれていたんですね。そこを整理した方が、今は地域を元気にするために必要な提案事業というのは、出てきていないわけですから、方向をはっきりさせるという趣旨もあると思います。

【加藤委員】

さっき牧田委員が言った豊田市の地域予算のような形で、例えば上越市で2千万円を上限にしてやるとすると、地域を元気にするための提案事業のやり方を考えるということですか。今、額的には何も保障がないわけですよ。

【山崎座長】

ないですよ。

【加藤委員】

そういう枠を設けて優先順位を出してくれと言う方が、分かりやすいのではないかと。

【山崎座長】

そういうことですよ。私が知っている例でも新城市は確かにそうです。あそこは地域自治区予算と言っていますけれども。ただそれはこれもずっと議論になっている、予算編成権を与えるのか、与えないのかという話があるじゃないですか。確かに地域で事業の優先順位は出していきますが、当然手続き的には行政も実現可能であるかどうかをチェックするわけですし、

議会の決定ももちろん必要なわけですよ。だから、制度的に言えば予算編成権というところまではないわけです。地域としてはこういうふうな要望があると。これを提案していくんだということで、行政がだいたいこれくらいの額のことであれば、それは受け付けますよというメッセージも出していくということにもなるんでしょうね。

【牧田委員】

何かまだ腑に落ちない部分があります。

【山崎座長】

そうですね、今は基本的な考え方のレベルですから、具体的に制度設計していくということになるといろいろあると思うので。

何かありますか。

【塚田課長】

関係の整理ということが分らないです。整理しなくてはいけない現状の関係は、どのように皆さんが考えているのかが分らないところです。

【山崎座長】

地域活動支援事業というのは、各団体、住民の皆さんがやっていくもので、それを支援するための事業だと。一方、地域を元気にするために必要な提案事業というのは、基本的には行政にやっていただくものだから、あまり提案ということに重きを置き過ぎない方が良いのではないかと、つまりプランを固めるのははっきり言って大変なので、多分それがなかなか出てこない一因になっているのではないのかという議論です。

【塚田課長】

元気にするための提案事業というのは、確かに行政に何かをしてくれという案を出してもらうことなんですけれども、別にことさら新しいものを作ったということではなくて、あらかじめ持っている自主審議権の一つの形態であって、通常の自主的審議による意見書提出となってくると、当然事務局のサポートはありますが、地域協議会で議論して、取りまとめて、意見書を出してもらうことなんですけれども、元気にするための提案事業というのは、地域で解決すべき課題を把握した中で、行政が動かないとできないというものについて行政に提案をするわけですが、そのときに従来の自主的審議を行えば意見書を出して終わるところを、提案をまとめる段階から担当課も含めて、総合事務所又はまちづくりセンターと地域協議会の3者が、成案を得るために一緒に連携して進めましょうというのが、地域を元気にするために必要な提案事業なんです。

意見書の場合は市に意見書が出てきてから担当課が初めてそれについて良いとか悪いとかの意見を言うわけですが、地域を元気にするために必要な提案事業というのは、企画の段階から担当課が関わりますから、できた成案は担当課が財政課に予算要求をするのと同じレベルのものができるとい違いがあるだけなんです。

【山崎座長】

それはよく分かるんです。

【塚田課長】

地域活動支援事業と地域を元気にするために必要な提案事業の関係を整理するというのがどういうことなのかよく分からないところです。

【山崎座長】

関係の整理という言い方がちょっと正確ではないのかもしれませんが、塚田課長がおっしゃったとおりで、それは私たちも承知しております。ただそうであるがゆえに、この提案事業というのはやっぱり手間がかかるわけですね。それで、現実に地域活動支援事業については動いているんだけど、地域を元気にするために必要な提案事業は動いていないというのがあるわけです。

【塚田課長】

もしくは整理するのであれば、自主審議権の中での使い分けの整理というのがあって、地域活動支援事業自体は、実施主体は地域団体ですので、何をどう整理する必要があるのかというのが良く分からない。

【山崎座長】

実施する主体は住民がやるものがあれば、行政がやるものもある。この2つは両方大事で両輪であるという、あえて整理という言葉を使えばこういうことでしょうか。

【塚田課長】

それは制度的に、そういう整理になって動いていますよね。

【山崎座長】

そうですけれど、実際に地域を元気にするために必要な提案事業というのが出てこないの、これをもうちょっと出てくるような方向にしていっていいのではないかと。そして、それを促すような仕組みがほかの市に結構あるので、そういうものも参考にして促進してはどうかなど。

【塚田課長】

ということは、地域活動支援事業と地域を元気にするために必要な提案事業との関係の整理ではなくて、地域を元気にするために必要な提案事業の利用促進ということでしょうか。

この検証課題が出てきたのは、牧田委員が地域活動支援事業を担当された中で、元気が出る提案事業との関係が必要だねということが出てきたと思ったんです。

**【牧田委員】**

多分最初に言ったときと認識が変わったというのがあるんです。

元気にするための提案事業というのはもちろん協働で、政策を作っていくプロセスが正に重要ですので、お金は最終的に市の予算という形でやっていくのですが、それが協働で住民自らやるのが地域活動支援事業だという考え方も変だなとなってくる中で、どうも他市の仕組みを考えると、住み分けがすっきりするなというのと、先ほどもあったように、地域を元気にするための提案事業というのがなかなか出てこなくて、だったらもう少しハードルを下げた実質的に同じような意味を確保しながらやってみてはどうかと。地域の方である程度裁量を持って決められるお金が2種類あるとして、それをどう活かしていくのかという趣旨です。

**【加藤委員】**

元気にするための提案事業をいかに活性化するかという、むしろそういうことを言ったんだと思います。

**【山崎座長】**

そういうことですね。例えば他市では、それが2本立てになっているということなんです。この件に関して、後はよろしいでしょうか。

以上でだいたい予定していたことについては議論は出たかなという気はします。改めて全体を通して何かありますでしょうか。

**【塚田課長】**

(2)の民間団体の中間支援組織が地域協議会の活動を支援する可能性という議論というところで、ちょっと上越市の中でこの中間支援組織のイメージがなかなか湧かないものでして、何かほかの市で先生方がイメージしているようなものがあれば教えていただきたい。

**【山崎座長】**

加藤委員、ちょっと補っていただきたいのですが、上越市で中間支援組織がぴんとこないということなのですが、そういう認識ですか。

**【加藤委員】**

どちらかというに近いのはNPOサポートセンターというのがあります。NPOというのは、

テーマコミュニティと考えるので、テーマコミュニティをやっている方の支援という意味では、それを地域コミュニティを支援する団体というふうに考えればあるというところでしょうか。

【塚田課長】

どういう支援ですか。

【山崎座長】

私はNPOサポートセンターというのは分かりませんが、例えば、そういう中間支援組織が人材を抱えていて、コーディネーターを派遣するわけです。ワークショップみたいなものやりたいんだけどお手伝いしてくれる人がいませんかと中間支援組織に連絡をして、派遣してもらおうと。私がイメージしているのはそういうことです。

【加藤委員】

上越市には無いと思います。ちょっと私が分からないだけかもしれませんが、要は地域の中に入って行って、地域の課題を拾い上げたり、議論を醸し出したりと、そういう支援をするような組織をイメージしているわけですね。

【山崎座長】

そういう組織から人が出てきて、第3者が入った方が議論が活性化するというのがあるんですね。あまりこれは上越市には現実味がないということですかね。

中間支援組織自体も行政が関わっている場合と関わっていない場合がありますね。私は良く知りませんが、創造行政研究所というのはどうなんですか。こういう機能を果たすのは難しいんですか。

【加藤委員】

今、正に地域協議会の中でも自分たちの課題を見つめ直したいから、この地域の人口減少だとかそういう課題について話をしてくれという依頼があって、情報を提供したり議論を醸し出そうとしています。そういう意味では研究所もサポートできることはあります。

【山崎座長】

そういうものももちろんそうですし、会議の進行について、どうやっていいのか良く分からない、自分たちだとなかなか多様な意見を拾い出せないというような、その辺の進行補助というか、ちょっと知恵と人手を貸してもらおう組織ですね。ということはやっぱり今までの話の流れからすると、ますます必要になってくるのではないのでしょうか。

【笹川部長】

ファシリテーターになるのを目的とした研修みたいなことなのかなというふうに思っていたのですが、そういうわけでもないですか。

【山崎座長】

それとは違いますね。それはそれで必要なんでしょうけどね。

例えばまちづくり大学っていうのがありますよね。前は行政がやっていて、今は民間がやっているみたいですがけれども。例えばそういう人達に会議の進行を手伝ってもらうとかですね。それが適切かどうかは知りませんが、イメージしているのはそういうことで、多分そういうことが必要になってくると思います。

【加藤委員】

会議の運営の方法ではなくて、課題の抽出の仕方とか、そもそも地域の中だけでは分からないものに対して、出てきた意見の中から課題を指摘したり、大切な意見を抽出したりとか、そういうまちづくり全体が上向いていくための支援する人、というイメージですかね。

【山崎座長】

それはアドバイザーですね。

【加藤委員】

この地域の良さっていうのは、意外と外の人がいろいろ分かっていたりとか、中にいる人では普段気付かないことに対して気付きを与えてくれたりとか、そういう支援をする方もやはり大事なのかなと思います。

【牧田委員】

そのレベルになると、ある程度専門的な方の派遣が必要になりますね。

とにかくそういう基本的なサポートがありますよということで支援をして、積極的に利用してもらおうということで、やってみたら何か良かったというのが伝わって行って、地域協議会主催でワークショップをやる際に活用していってもらえればというようなイメージですよ。

【小林副課長】

そうするとその会議とか、議論の活性化のためということですよ。

【山崎座長】

そうですね。幅広く、いろいろな方から意見を言っていただくということですよ。

【小林副課長】

この間、浦川原区で、あそこは出前の地域協議会を始めているところなんですけれども、中学生とワークショップをしています。そういった形で、いろいろな意見を聞こうとすごくして

いると思います。ただ、会議を進行するときに、補助的な形で第3者が入っていくというのがイメージができないんです。

地域協議会の本会議の場で、会長が議長なのだから、進行はあくまでも会長となっている中で、分科会や出前協議会、ワークショップのときには大丈夫だと思いますが、本会議の場ではなかなか難しいのかなと思います。そこがイメージできない部分なんです。

特に中間支援組織という話になると、そこから誰か派遣されるイメージなんですけれども、そうではなくてもっと地域協議会でいろいろな議論を活発化するために、何かワークショップ的なものをしていくとか、出前協議会をしていくというのであればイメージが湧くのですけれど。

**【山崎座長】**

それは、自前でできればいいんです。ただ前提としてあるのは、なかなか自前では難しいということですよ。

**【牧田委員】**

あくまでワークショップなので、それで全てを決めるわけではなく、まず皆が何を考えているか、どんな問題があるのかということも挙げてみましょうというレベルです。それは普通の会議でもできるのだけれども、やはりどうしても手を挙げられない人もいる中で、ワークショップでは一応考えていることは全部出ます。本会議でも、それは議事録に載せる部分ではなくて、予備的な作業みたいな形でやってもいいと思います。あと、協議会が主催をして、まちづくりワークショップをやりますというようなことで、いろいろな人に来てもらうというのもありだと思います。

**【塚田課長】**

そうすると課題把握とか、課題解決の方向性なり方策の検討の手法として、ワークショップをやったり、例えばファシリテーターみたいな専門家を呼んでくるとか、そういう工夫と言いますか、サポートも含めてそういうものをやったらどうかというのが趣旨であって、上越に無い、中間支援組織が使えるかどうかという議論の問題ではないのですよね。

**【山崎座長】**

あまりその「中間支援組織」という言葉にこだわる必要はないと思います。

**【宗野副座長】**

今はどういう組織を使うかという、手段の話ですよ。そういう手段の話は一旦置いておいて、目的というのは議論を活性化させるとか、そもそも現時点では表に出てきていないような

議論をとにかく汲み上げていくことが目的であって、手段としてはいろいろあると、中には牧田委員が言っているようなやり方もあるだろうし、また別のやり方もあると思うのですけれど。

【塚田課長】

そうすると、議論の深まりとか、そういうことをどうやってサポートしたり、支援していったりしていくかという話なのですよね。

【牧田委員】

議論や活動をいかに活性化させるかという話ですよね。

【山崎座長】

分かりました。この1から5の検証課題は課題の文言を検討します。

ただ、ワークショップは確かに手法ですし、手段なんだけれども、それは地域協議会の本質的な役割だと思います。それは単に諮問に対して答えていくだけではなくて、とにかくいろいろな、本来は出にくいような声を拾い上げて、活発な議論をするところだということもあると思うんです。それをどう促していくかですね。それは会議の持ち方という話にもつながってきて、それを今あることにさらに上乘せして何かやってもらうというものではなくて、月1で会議をやっているなら、例えばその中の3回に1回はそういうものやってみるとかでもいいと思うんです。来月は特に諮問もないから休みにしようというところは、そういう機会を利用して、そのときはワークショップ形式でやってみましょうとかそういうことだと思います。それはかなり本質的な機能だというのが、我々がずっと議論しているところだと思います。

【牧田委員】

その後、普通のスタイルに戻したときにも多分意見が出やすくなると思います。

【山崎座長】

これは議会との関係といったことも絡むと思うんですけれども、議会は当然のことながら意思決定を求められます。最終的にどうするのか、白黒はっきりさせるわけですよね。地域協議会も、もちろんそれは原則的には諮問に対して一つの答申を出すのが原則かもしれないけれども、それが出せないということもあるということは散々議論してきたところです。だから仮にそれが出せなくても、いろいろな意見が出たということ自体に意味がある。それを行政なり、議会に受け取ってもらう。そして議会にも「そうか、そういう議論があるんだ」ということを踏まえて議論してもらうということは議会の活性化にもつながるし、上越市の中で広く議論が行われていくことにつながりますよね。それはかなり、上越市の市政全般を考えたときに重要なのではないかということだと思います。

今の議論の流れは、地域協議会の議論を活性化させるには、委員の皆さんだけでやるのも難しい場合もあり得るから、外部からのサポートもある中で、議論をやりやすくしようということだと思います。

**【宗野副座長】**

こだわるのですけれども、地域協議会と市議会との関係は非常に重要なところで、諮問機関である地域協議会の意見であったり答申の提出先というのは、法制度上は市長が予定されているわけですが、議会に対して意見申述権を持つということを仮に決めた場合、どういう問題が起こるのかということ考えたときに、実質的な弊害はどんなものが考えられるか。

例えば、地域協議会は議会に意見申述をしたとして、それが議会の縛るものではないですよ。議会からすると、一つの議案や政策が作られる元になった地域協議会の考え方が提示されて初めて、議会と市長が共通の土俵で議論ができると、そう考えれば必ずしも大きな弊害は生まれづらいのではないかなと思います。

**【塚田課長】**

弊害があるのかどうかというのは、そこは詳しく検討をしなければ分からないのですが、上越市の都市内分権、住民自治の仕組みとして、市長が施策に反映するために住民の意見を聞くというのがまず第一の前提としてあります。それは諮問して聞くということもあるし、逆に地域から市政に反映してくれということで意見を言う、これが自主審議権です、そういう仕組みで市長が住民の声を聞いて、市政に反映するという中に地域自治区なり地域協議会というのが組み込まれている。その中にある一部の組織が、市長を飛び越えるというか、二元代表制のもう一方に対する権限を持つということ自体が、法的な側面から考えていくとなかなか理解しづらいなということなんです。事例はといった場合には、例えば一つ考えられるのは、市長が緩やかな拘束性があるにもかかわらず、答申に反対する行動をとり、市政に意見を反映しなかったといった場合に、今度はそれを地域協議会が議会に対して意見申述をしていくということが考えられます。市長に対しての関係しかないところが、なぜほかのところに申立てのルールを作らなければいけないのか、そこはちょっと分からないですね。やって悪いことがあるかという、無いかも知れませんが、上越市の自治の制度はそういうことを予定していない自治の枠組みではないのかなと。もしそういうところまで概念的に入れていくのであれば、自治基本条例で考える都市内分権や住民自治という概念を、変えなければいけないのかというところですね。

**【山崎座長】**

法律的な技術論は今置いておくとして、制度上で予定していないという話がありましたけれども、この間ずっと強調しているのは、地域協議会が10年弱の実績を積み上げてきたということは評価していいと思います。つまり自主的審議だって想定していないといえ、基本的に諮問機関ですから想定していないんですよ。だけど諮問に対する答申だけではなくて、それに加えて自主的審議をしてきた。これはやはり上越の特徴だし、成果だということは認めていいと思います。そのことを踏まえるならば、その趣旨は多分、条文は知りませんが、自治基本条例の精神なり趣旨なりには多分反していないと思います。

【塚田課長】

地域協議会の意見に重みと、緩やかな拘束性を持たせるために公募公選制をやって、地域の代表制を高めるという仕組みも取り入れているわけですよね。そうして市長に対する緩やかな拘束性を持たせつつ、かつ議会に対する意見申述権なりを認めるのはどうなのかということですね。

【山崎座長】

これは宗野副座長もそういう言い方もされていますが。

【塚田課長】

ここは別に良い悪いと言っているわけではなくて、そこをどう整理するのかということを考えていただきたいと思っています。

【山崎座長】

正にそういう観点で、考え方の整理という意味で言っています。確かに権限は権限ですよね、意見申述権だし、聴聞権なんだけれども、今日の午前中の意見交換会での議論が正に示していたように、議会にとっても選挙区が一本になったということ踏まえるならば、やはり地域の声を拾いたい。

【塚田課長】

それは理解できます。ですから今ある議会の権限の行使の中でやられるのであれば、それは当然いいですけど。

【山崎座長】

それで私が先ほど実績と言ったのはそこですが、その次のステップに行ってもいいだろうというものがあるわけです。これだけ実績を積んできた、議会としてもこれをやはり拾いたいという中で、しかも地域協議会の役割、応募者の増加であるとか認知度の向上であるとかそういうことから鑑みても、もうちょっと地域協議会の役割を明確にした方がいいというのが、少な

くとも今日お会いした総務常任委員の方々のご意見です。それを踏まえればということだと思います。

地域協議会の権限を強めると、議会は何のためにあるのかということがほかの自治体では良く出るのだけれども、午前中の意見交換会ではそういう話が一切出なかったです。ということは、権限を強めるのは議会軽視するものではなくて、むしろ議会の議論を活性化するものとして多分受け止めてくださる。そこまで実績を積んできたということだと思うのです。

【塚田課長】

それについては別に問題はないですが。

【山崎座長】

だからこそ制度的にも、もっと担保してもいいんじゃないのということです。

【塚田課長】

その制度的に担保する場合に、今の上越市の法体系の中でどういう影響が出るのかも併せて検討していかなければならないということです。

【山崎座長】

それはそうです。なので法技術的というか、その整合性云々ということはちょっと宿題にさせてください。

ただ基本的な考え方とか、条例の精神とか、多分そういうところでは食い違いは起きないというのは、少なくとも今の段階での私の認識です。

【宗野副座長】

ちょっと見方を変えると、今議会に議会基本条例というのがありますか。

【塚田課長】

あります。

【宗野副座長】

議会基本条例を改正して、地域協議会の位置付けというものを書き込んだとすると、今、我々が言ったようなことというのは入ってくる可能性もありますよね。つまり地域協議会の議論というものを尊重するんだと。

【山崎座長】

行政をやっていく上で、整合性が取れないことはできませんから、皆さんの懸念というのは良く分かります。これはやはり宿題とさせてください。我々の間でも検討します。

あとはいかがでしょうか。よろしければ議事としては終わりとなりますが、委員の皆さんは

よろしいですか。

(よしとの声)

これで議事は終了いたします。その他の項目について、事務局から何かありましたらお願いします。

**【塚田課長】**

もともとのスケジュールで言いますと、次回は1月の8回目の検証会議で最終報告書を確定していただいて、市に提出していただくというようなスケジュールで考えております。ただこれにつきましては、先生方のご都合なり、これからの作業の進捗ということもあります。なるべくその期限は変えない方向の中で、可能な限り柔軟な対応はしたいと思っておりますので、そこは先生方とご相談させていただいた上で決めたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。事務局からは以上です。

**【山崎座長】**

ありがとうございます。

検証会議はこれで終わりにしたいと思います。

9 問合せ先

自治・市民環境部自治・地域振興課自治推進係

TEL : 025-526-5111 (内線 1429)

E-mail : jichi-chiiki@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料も併せてご覧ください。